

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大鰐町	蔵館②(駒木、駒ノ台、日の出、前田ノ沢)	令和3年3月23日	/

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	85.00 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	81.43 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	13.29 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	13.29 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	- ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7.80 ha
<p>(備考)</p> <p>本地区は町の北東部に位置し、全集落が山間部に位置している。標高が高く、昼夜の寒暖差から食味の良い高品質のりんご栽培に適した地区であるため、地区内の生産者のほとんどが町の特産品のりんご生産者であり、地区全体がりんごの主要産地である。</p>	

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地が多く、高齢化に伴い営農の継続が難しくなる。 ・幹線道路付近の樹園地は耕作条件が良いが、奥地にある樹園地は農道除雪の時期が遅くなる等の理由で耕作条件が悪い。 ・既存の農業用設備等が老朽化している。 ・老朽化した設備等を補修したいが、受益戸数が減少しているため負担割合が大きくなる。農業用設備等の修繕に活用できる補助金はないか。 ・廃園ないし休耕地に町の新特産品となる作物を作付してみてもどうか。 ・農地が余っている状態なので、耕作条件が良い園地で高品質栽培を実践したい。 ・毎年季節雇用にきてもらえるような環境をつくりたい。 ・シルバー人材センター等の時給を嵩上げすれば働き手が増え、労働力を確保できるのではないか。 ・地区内で生産者組織をつくるべきではないか。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針 (各集落ごとに方針を設定した)

<p>駒木集落では、集落内の生産者による農地の集約化が困難であるため、集落内に規模縮小、離農等の意向がある生産者がいた場合は農林課・農業委員会へ相談し、農地中間管理事業等の活用による農地の集約化を図る。</p>
<p>駒ノ台・日の出・前田ノ沢集落では、集落内の生産者による農地の集約化が困難であるため、集落内に規模縮小、離農等の意向がある生産者がいる場合は農林課・農業委員会へ相談するよう促し、農地中間管理事業等の活用を検討する。また、耕作条件が良い樹園地での耕作を希望する生産者も同様に農林課・農業委員会へ相談し、農地中間管理事業を活用し耕作条件が良い樹園地での耕作への移行を支援する。その他に町の新特産品の模索や高品質栽培の導入により耕作放棄地の有効活用を検討する。</p>

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	—	りんご、水稲	3.45 ha	りんご、水稲	3.75 ha	駒木
認農	—	りんご、水稲	3.15 ha	りんご、水稲	3.15 ha	駒木
認農	—	りんご、トマト	1.50 ha	りんご、トマト	1.50 ha	駒木
認農	—	りんご、水稲	1.65 ha	りんご、水稲	1.85 ha	駒木
認農	—	りんご、トマト	2.40 ha	りんご、トマト	2.40 ha	駒木
認農	—	りんご、水稲	2.50 ha	りんご、水稲	3.00 ha	駒木
認農	—	りんご、水稲	2.51 ha	りんご、水稲	2.51 ha	駒木
認農	—	りんご、水稲	2.90 ha	りんご、水稲	2.90 ha	駒木
認農	—	りんご、水稲	2.38 ha	りんご、水稲	2.38 ha	駒木
認農	—	りんご、水稲	2.05 ha	りんご、水稲	2.05 ha	駒木
認農	—	りんご	2.20 ha	りんご	2.20 ha	駒木
認農	—	りんご	2.00 ha	りんご	2.00 ha	駒ノ台
認農	—	りんご	3.05 ha	りんご	3.30 ha	駒ノ台
認農	—	りんご、トマト	1.80 ha	りんご、トマト	2.10 ha	駒ノ台
認農	—	りんご	2.00 ha	りんご	2.30 ha	駒ノ台
認農	—	りんご、もも、 洋なし	3.00 ha	りんご、もも、 洋なし	3.00 ha	駒ノ台
認農	—	りんご	2.40 ha	りんご	2.40 ha	駒ノ台
認農	—	りんご、水稲	2.15 ha	りんご、水稲	2.15 ha	駒ノ台
認農	—	りんご、水稲、野菜	2.27 ha	りんご、水稲、野菜	2.27 ha	前田ノ沢
認農	—	りんご、水稲、えだまめ	2.00 ha	りんご、水稲、えだまめ	2.30 ha	前田ノ沢
認農	—	りんご	1.40 ha	りんご	1.40 ha	日の出
認農	—	りんご、水稲	1.45 ha	りんご、水稲	2.25 ha	日の出
認農	—	りんご、水稲	2.20 ha	りんご、水稲	2.20 ha	日の出
認農	—	りんご	1.80 ha	りんご	2.30 ha	日の出
認就	—	りんご	2.36 ha	りんご	2.36 ha	駒木
認就	—	りんご、もも	0.87 ha	りんご、もも	1.27 ha	駒木
認就	—	りんご	0.67 ha	りんご	1.17 ha	前田ノ沢
認農法	—	りんご	4.50 ha	りんご	6.50 ha	駒木、町外
認就	—	りんご	0.50 ha	りんご	1.00 ha	駒木
認就	—	りんご	0.50 ha	りんご	1.00 ha	日の出、苦木
認就	—	りんご	1.05 ha	りんご	1.50 ha	駒ノ台
認農法	—	養豚	0.00 ha	養豚	0.00 ha	駒ノ台 50頭
			ha	0	ha	
			ha	0	ha	
計	32 人		64.66 ha		72.46 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

①農業用生産施設及び農道等の整備

地区内の農業生産施設及び農道等の点検・補修・新設を検討する。町全体の課題となっている担い手の育成を図るほか、現在の生産者が営農を継続できるよう支援する。また、施設等の整備に活用できる事業を模索する。

②農地中間管理事業の活用方針

地区内に経営規模の縮小又は離農を検討している生産者がいる場合は、原則として出し手の登録を行う。また、急傾斜地で耕作している中心経営体は、農地中間管理事業等を活用し、平地での耕作へ移行し農地の集積を図る。

③地区と町の協働

地区内に経営規模の縮小又は離農を検討している生産者がいる場合は、区会又は近隣のプロダクションが農林課・農業委員会へ農地の活用方法について相談するよう促す。相談に訪れた生産者に対し、今後の農地の活用に関する意向のヒアリングを行い、農地中間管理事業の活用を促し、耕作放棄地の増加を防ぐ。